

「平成26年度食品安全委員会運営計画（案）」に関する  
意見の募集結果について

1. 実施期間 平成26年2月12日～平成26年3月13日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 2通
4. 意見の概要及び食品安全委員会の回答

意見の概要	食品安全委員会の回答
<p><b>【意見1】</b></p> <p>1 「リスクコミュニケーションのあり方に関する勉強会」を設置し、検討を行うことに賛成します。リスクコミュニケーションのあり方について、さらに深め、国全体の取り組みを進めてください。</p> <p>&lt;理由&gt;</p> <p>2013年度、貴委員会では、積極的な情報発信やリスクコミュニケーションが行われたと認識しています。この点については大いに評価しているところです。</p> <p>「計画（案）」には、「委員会の下に『リスクコミュニケーションのあり方に関する勉強会』を設置し、有識者、リスク管理機関等を交えて（中略）議論を行う」と記されています。当会は、消費者を含め、さまざまな関係者が、食品安全を向上させるしくみづくりに関わっていくことが重要だと考えており、リスクコミュニケーションをさらに推進していくことを歓迎します。この勉強会で得られる成果については、他省庁とも共有化し、国全体でよりよいリスクコミュニケーションが行われるようにしてください。</p>	<p><b>【回答1】</b></p> <p>平成25年度の実施について評価していただき、ありがとうございます。</p> <p>平成26年度は、運営計画に基づき、御指摘の勉強会において、有識者、消費者や事業者の代表等の方から貴重な御意見もいただきながら、リスク管理機関も交えてリスクアナリシスの考え方におけるリスクコミュニケーションのあり方について議論を行ってまいります。また、議論の結果については、関係省庁とも共有いたします。</p>
<p>2 整備されていない分野の食品健康影響評価ガイドラインをすみやかに作成してください。</p> <p>&lt;理由&gt;</p> <p>食品健康影響評価を行うにあたっては、評価ガイドラインが整理され、公開されている</p>	<p>御指摘いただいた未策定のガイドラインの策定の重要性については認識しているところであり、現在、農薬、動物用医薬品、肥料・飼料等及び器具・容器包装の各専門調査会において、ガイドラインの策定に向け審議・検討を進めているところです。</p>

<p>ことが重要だと認識しています。これまでに、「微生物」「薬剤耐性菌」「食品添加物」などの評価ガイドラインが策定されていますが、「農薬」「動物用医薬品」「飼料添加物」「器具・容器包装」の評価ガイドラインは未策定です。これらの評価ガイドラインを早急に策定してください。</p>	
<p>3 食品健康影響評価が行われていない指定添加物、既存添加物について、評価を行ってください。</p> <p>&lt;理由&gt;        食品安全基本法の制定後は、食品添加物の指定にあたっては貴委員会によるリスク評価が行われ適正な管理が行なわれていると認識しています。しかしながら、同法が制定される前に指定された指定添加物や既存添加物の中には、安全性のデータが不十分なものが残されています。食品に使用する化学物質の適正な管理を推進し、食品の安全への消費者の理解を推進するために、根拠が不明な食品添加物についてリスク評価を行ってください。</p> <p>4 アレルゲン性について食品健康影響評価が行われていない食品添加物について、評価を行ってください。</p> <p>&lt;理由&gt;        現在、認可されている食品添加物の中には、亜硫酸塩類のようにコーデックス委員会やE11など、アレルゲン性物質と判断されているものが存在します。アレルゲン性のリスク評価が行われていない食品添加物について、計画的にリスク評価を行ってください。</p>	<p>リスク評価については、リスク管理機関が策定するリスクアセスメントポリシーに従い、評価要請が行われているところであり、食品安全委員会としては、評価要請があったものについて、順次、リスク評価を行うこととしています。</p> <p>また、「自ら評価」については、国民の健康への影響等を勘案し、その候補を選定しているところです。</p>
<p><b>【意見2】</b>        (1) 平成26年度における委員会運営の重点事項として、マスメディア・消費者団体等との連携強化など、戦略的にリスクコミュニケーションを実施する、としているが、食品安全委員会によるリスク評価に際し、直接的な影響を受けるステークホルダー（業界団体）とのリスクコミュニケーションを行う方針がまっ</p>	<p><b>【回答2】</b>        食品安全委員会では、これまで行った食品に関する健康影響評価の結果や食品の安全性に関する正しい知識について、国民の皆さまに広くご理解いただくため、消費者のみならず、事業者、流通業者等幅広い関係者の方とのリスクコミュニケーションに取り組んできたところであり、今後もより適切な形で、様</p>

たく「運営計画」には盛り込まれていない。各国のリスク管理機関によるステークホルダーとのリスクコミュニケーションの成果をご参考に、ステークホルダーとのリスクコミュニケーションを「戦略的」に実施すべきではないか。

々な関係者とのリスクコミュニケーションを実施していくこととしています。

また、食品安全委員会が公開で行う意見交換会、パブリックコメント等のリスクコミュニケーションについては、業界団体を含め全てのステークホルダーの参加が可能ですので、積極的な御参加を期待しております。

なお、この項目においてマスメディア及び消費者団体とのリスクコミュニケーションを掲げたのは、食品安全委員会は、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、リスク管理機関が講ずる様々な規制等（リスク管理措置）の基礎となるリスク評価を担う機関であることから、健康の保護の対象である国民すなわち消費者を念頭に置いたためです。

(2) 「食品健康影響評価の結果の通知後、リスク管理機関において施策の実施までに長期間を要している案件について、きめ細かくフォローを行うこととし」、「必要に応じ、勧告、意見の申出を行う」とのことであるが、リスク管理機関が施策の実施までに長時間を要しているのは、リスク評価機関もリスク管理機関も、ともにリスク管理の現実的な管理を担うステークホルダーとのリスクコミュニケーションが欠如しているからではないか。さらに、規制に伴う「費用対効果」の視点が欠落しているからではないか。

食品安全委員会は、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、規制や指導等のリスク管理を行う関係行政機関から独立して、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に、食品に含まれる可能性のある危害要因が人の健康に与える影響についてリスク評価を担っている機関であり、リスク管理に関しては、リスク管理機関の責任において行われております。

なお、食品安全委員会としては、リスク管理機関に対するリスク管理措置の実施状況の監視を通じ、リスク管理機関において、施策の実施に当たり、データの収集、ステークホルダーとの調整、分析法の確立等のために時間を要している事例があると承知しています。

(3) 「食品健康影響評価」の後、実施されているパブリックコメントが「運営計画」にはまったく位置づけられていない。「戦略的にリスクコミュニケーションを実施する」としながら、パブリックコメントの取扱いについてまったく言及がないのはなぜか。食品安全委員会がステークホルダーとのコミュニケーションを実施していない以上、パブリックコメントは食品安全委員会に対する意見具申の唯一の場であり、パブリックコメントは「リスク

パブリックコメントのみならず、食品安全委員会が公開で行うリスクコミュニケーションについては、全てのステークホルダーの参加が可能となっており、様々な場において御意見をいただいているところです。

パブリックコメントも、戦略的なリスクコミュニケーションの一つとして、今後とも適切に実施してまいります。

なお、パブリックコメントについては、食品安全基本法第21条第1項に規定する基本

<p>コミュニケーション」の重要な一手段として位置づけるべきではないか。</p>	<p>的事項（平成24年6月29日閣議決定）の第1の3（2）の③において「原則として実施すること」とされているため、運営計画には明記しなかったところです。</p>
<p>(4) これまで提出したパブリックコメントの多くは、「ご指摘の内容はリスク評価ではなく、リスク管理に関わることであることから、リスク管理機関にお知らせいたします」との「回答」により処理され、まったくコミュニケーションにならなかった。「食品健康影響評価」においてリスク管理に踏み込んだ「評価」（例えば遺伝毒性評価）を行うのであれば、リスク管理に関するパブリックコメントに対しても、丁寧に回答すべきではないか。</p>	<p>上記(2)への回答のとおり、食品安全委員会は、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、規制や指導等のリスク管理を行う関係行政機関から独立して、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に、食品に含まれる可能性のある危害要因が人の健康に与える影響についてリスク評価を行っております。</p> <p>したがって、リスク管理に関するご意見については、その事務を所掌するリスク管理機関に申し出ていただく必要があると考えておりますが、食品安全委員会としては、頂いた御意見について、念のため、リスク管理機関にもお伝えすることとしています。</p>